

○参考資料 多摩市環境基本条例

平成 10 年 9 月 30 日条例第 32 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日条例第 11 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策（第 8 条—第 16 条）

第 3 章 地球環境の保全等の推進（第 17 条）

第 4 章 多摩市みどりと環境審議会（第 18 条）

第 5 章 雑則（第 19 条）

附則

私たちの住む多摩市は、多摩川を始めとする豊かな水辺空間や貴重な樹林地の残る起伏に富んだ多摩丘陵等恵まれた自然環境の下で、有数の住宅都市として発展してきた。

しかし、人口の増加や都市活動の活発化に加え、物質優先の社会システム、生活様式が定着するにつれ、環境への負荷は確実に増大し、その影響は地域の環境に留まることなく、生命を育む地球の環境にも及ぶ事態に至ってきた。

私たちは、これまで自然の持つ浄化・再生能力に助けられ物質的に豊かな生活に慣れ親しんできたが、今、その代償として深刻な廃棄物問題や地球環境問題等、人間の生存基盤に係わる危機への対応を迫られてきている。

もとより、私たちは、良好な環境の下で、健康で文化的かつ快適な生活を営むことを希求する権利を有しているが、今日の環境問題の複雑化、多様化そして広域化といった面を考えると、その良好な環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を担っていることもより強く認識すべきである。

今こそ、これまでの物質的豊かさに重きを置く潮流を抜本的に見直し、良好な環境を基盤とした質的豊かさに重きを置く方向に流れを大きく転換し、持続可能な循環型の社会を築いていくという決意と実践が求められている。

このような認識の下に、市、市民、事業者等が各々の責務と役割に基づき、主体性を持ち相互に連携して、環境への負荷の低減、多摩市に残る貴重な自然の保全及び豊かな緑や水辺空間の創造等に関する持続的な取組を総合的に展開し、自然と共生する持続可能な循環型都市を実現していくため、市民の総意として、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等を図る上での支障の原因になるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 大気、水、緑、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。

(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等、歴史的・文化的遺産の保全等に関すること。

(5) 水等資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

(6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市、事業者及び地域社会と協働して環境の保全等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともにその事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境の適正な保全等のため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境管理システムへの取組等環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市、市民及び地域社会と協働して環境の保全等に努めなければならない。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の保全等のため市が実施した施策の概要について、公表しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多摩市環境基

本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全等に関する基本理念及び目標

（2）環境の保全等に関する施策の方向

（3）環境の保全等に関する配慮指針

（4）前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ多摩市みどりと環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての義務）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（環境影響評価）

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることが出来るものとする。

（環境学習の推進等）

第11条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深め、自発的な環境の保全等に関する活動並びに地域社会との協働が促進されるよう環境の保全等に関する学習の推進及び広報活動の充実に努めるものとする。

（自発的活動の促進等）

第12条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体による自発的な環境の保全等に関する活動及び地域社会との協働が促進されるよう努めるものとする。

（情報の提供）

第13条 市は、環境の現状に関する情報、市の施策及び将来の環境の保全等に寄与する情報について、適切に提供するよう努めるものとする。

（監視、測定等）

第14条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等に努めるものとする。

（施策の評価）

第15条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応じて評価するよう努めるものとする。

（国、東京都等との協力）

第16条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全等の推進

(地球環境の保全等の推進)

第17条 市は、国、東京都等と連携し地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に資する施策を積極的に推進するとともに、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 多摩しみどりと環境審議会

(多摩しみどりと環境審議会)

第18条 市のみどりと環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として多摩しみどりと環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、みどりと環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項の市長の諮問に応じて答申を行うほか、同項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

(1) 市民 5人以内

(2) 学識経験者 5人以内

(3) 事業者 2人以内

(4) 市の行政委員会の委員 2人以内

(5) 環境の保全等に関する行政機関の職員 3人以内

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和38年多摩市条例第19号)の一部を次のように改正する。

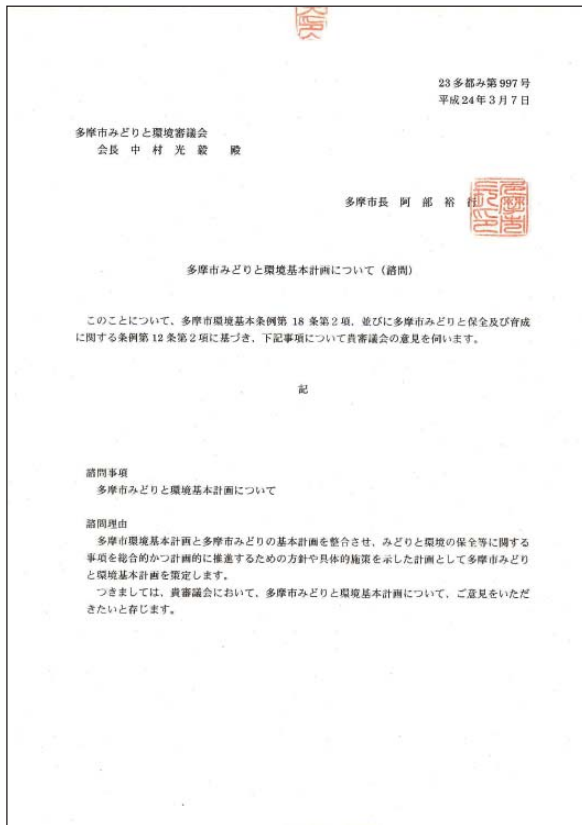
附 則(平成22年条例第11号抄)


(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。


○参考資料 みどりと環境審議会への諮問及び答申

■諮問 諮問書




平成 24 年 6 月 25 日

多摩市長
阿部裕行 殿

多摩市みどり環境審議会
会長 中村光雄 

多摩市みどり環境基本計画について（答申）

平成 24 年 5 月 7 日付 23 多都み第 997 号で諮問されました多摩市みどり環境基本計画について、下記のとおり答申致します。

記

多摩市みどり環境基本計画は、平成 13 年 12 月に制定された多摩市環境基本計画の第二次改訂計画として位置づけられ、平成 11 年 3 月に制定された多摩市みどりの基本計画の改訂と整合させながら、平成 24 年度から平成 33 年度の 10 年間の計画期間とし、多摩市のみどり環境の保全等に関する事項を総合かつ計画的に推進するための方針や施策を示す計画です。

多摩市みどり環境基本計画を策定するにあたり、本審議会では、多摩市のみどり環境を取り巻く状況の変化と課題の検討を始めとして、基本計画策定にあたっての考え方や計画に盛り込むべき施策等について審議を重ねてきました。こうした審議の経過をふまえた上で、前問がありました多摩市みどり環境基本計画（原案）についてその内容を確認し、評価した結果、次のとおり意見を申し上げます。

これらの意見を十分尊重したうえで、市長の強い信念のもと、計画が善実に推進されることを要望致します。

1. 基本計画策定の視点と役割の明確化

多摩市みどり環境基本計画（原案）では、前基本計画の施策の進捗状況を点検し、残された課題を明らかにしたうえで、近年のわが国および多摩市のみどり環境ならびに経済社会を取り巻く状況の変化や新たな課題を認識しつつ、これらの課題を克服しながら、多摩市のみどり環境を保全・維持向上していこうとの姿勢が強くみられます。

また基本計画では、多摩市のみどり環境を多摩市のすべての主体が守り育てていくことが重要であるとの認識のもと、「自助」「共助」「公助」の考え方を前面に出したうえで、「市」「市民（市民団体等）」「事業者」が取り組むべき内容を施策ごとに明らかにしています。

こうした、基本計画策定の視点、および施策推進にあたっての各主体の役割の明確化は、

1

本審議会における審議の方向を反映したものであり、施策推進の実効性を高めるうえで有効であると評価できます。

2. 目標や施策等の項目の関連性の整理

基本計画では、短期目標、市の施策、および管理指標の関係を整理し、分かりやすい計画に努めています。この中で、本審議会がかねてより課題として提起していた、施策方針と関連性が高く、しかも天候など自然現象等に大きく影響されない、適切な評価が可能な管理指標の設定の必要性については、概ね実現されたものと評価できます。

しかし、データの制約など、技術的にやむを得ない面があったとはいえ、例えば、生物多様性の状況を評価できるような管理指標など、施策方針を十分反映する管理指標が設定できなかったものもあることは、今後の検討課題として残ります。

3. 市民に分かりやすい計画書づくり

全体として、分かりやすい言葉、写真や図の多用、コラムの活用などにより、市民に分かりやすく、親しみやすい計画書になっていることは評価できます。

ただし、基本計画としての性格から、その構成において、計画の理念や目標、計画の基本的な考え方についての説明部分が多いため、やや硬い印象があることは否めません。市民への計画の説明時、および計画書が市民の手元に届くまでに、この点のより一層の工夫、改善努力を要請します。

4. 「みどり環境基本計画」と「みどりの基本計画」との関係

「みどり環境基本計画」の「自然環境分野」を中心に別途、「みどりの基本計画」が策定される予定になっていますが、「みどりの基本計画」の策定にあたっては、その有効性を高めるために、両計画の関連性を明確にするとともに、「みどりの基本計画」の内容についても十分な吟味が行われるよう要請します。

5. 基本計画推進にあたっての要請事項

みどり環境基本計画の推進にあたっては、次の点に留意することを要請します。

(1) 主体ごとの取組み内容の具体化と進捗管理

計画が策定に実施され、目標が達成できるよう、施策ごとの「市」「市民（市民団体等）」「事業者」が取り組むべき内容をより具体化するるとともに、取組み内容の進捗管理を十分行う必要があります。

また、管理目標の達成状況を厳しくチェックするとともに、目標が達成できなかったものについてはその原因を究明し、目標達成に向けた適切な方策を講じるよう要請します。

2

(2) 広域的取組みの重要性

多摩市のみどり環境は、多摩市の各主体の努力だけでなく、近隣の自治体および東京圏などと一体となった取組みによってこそ適切な保全が可能となります。こうした広域的な取組みの重要性を認識し、一層の取組み強化を図っていくことを要請します。

(3) みどり環境の利用・活用の視点の重要性

みどり環境基本計画（原案）では、みどり環境を保全することに力点が置かれていますが、これに加えて、市民が多摩市の豊かなみどり環境を利用・活用するという視点も重要と考えます。このことが、市民の生活に潤いを与え、市民の心の安らぎにつながります。こうした視点にたち、みどり環境の利用・活用に向けた施策にさらに積極的に取り組むよう要請します。

(4) 計画および施策について市民への十分な広報・情報提供

みどり環境基本計画が真に市民のものとなるためには、多摩市が目指す目標が市民に共有され、計画および施策が十分理解されることが重要です。計画および施策の広報について特段の努力を要請します。また、みどり環境基本計画を環境教育の教材として活用すれば、より市民に身近な計画になると考えます。

さらに、計画および施策の進捗状況等の情報を市民に適時に分かりやすく伝えていく工夫を続けて行くこと、すなわち、情報公開の一層の徹底を要請します。

(5) 基本計画の適切な見直し

設定された諸目標は、期間の経過や状況の変化とともにそれぞれの目標の重要性（ウエイト）にも変化が生じます。6 年後に予定される基本計画の見直しにあたっては、目標の達成状況をチェックしたうえで、状況の変化を踏まえた目標および施策等の十分な吟味と必要な見直しの実施を要請します。

以上

3